

愛知県

1. 事業内容

担当課等	産業労働部 産業科学技術課 TEL : 052-954-6370 FAX : 052-954-6977
助成事業名	・あいち産業振興機構中小企業外国出願支援事業

2. 助成事業の内容

助成対象者	・中小企業者またはそれらの中小企業事業者で構成されるグループ
助成内容	○対象となる産業財産権 特許権、意匠権、商標権 ○補助・助成金の内容 外国出願費用に対する助成 ○制度を作った背景など ・中小企業の海外における知的財産権保護のため、海外出願（特許・意匠・商標）に対して支援を行う。 ・助成事業の実施機関は（公財）あいち産業振興機構。
助成期間	・助成決定後、申請事業者、弁理士、（公財）あいち産業振興機構の3者で契約を締結した日から平成25年2月28日までに外国への直接出願、または特許においてはPCT出願の指定国への国内移行、商標登録においてはマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願が完了するもの
助成金額、補助率	・特許権 上限150万円、補助率1/2 ・意匠・商標 上限60万円、補助率1/2
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・平成24年5月9日～6月29日
審査（選考）方法	・（公財）あいち産業振興機構の審査委員会で選考
申請に係わる必要書類等	・助成費用申請書（様式は、（公財）あいち産業振興機構のウェブページからダウンロードできます。） ・登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）の写し 【個人事業主は住民票の写し。事業協同組合等は定款及び組合員名簿】 ・法人または個人事業主の場合は、事業概要（パンフレットでも可） ・外国特許庁への基礎となる日本国特許庁への出願書類の写し（公開公報でも可） ・外国出願に要する経費が確認できる見積書、契約書類等の写し ・外国出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金・助成金等） ・直近（3期分）の決算書（貸借対照表及び損益計算書）等の写し 【個人事業主は直近（3期分）の確定申告書の控え】
支払い方法等	・助成決定後、企業負担分を（公財）あいち産業振興機構に前納し、事業完了後、助成金と合わせて3者契約先の弁理士に口座振込する。

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・平成23年度：7件、4,251千円
応募件数	・平成23年度：11件
事業予算規模	・10,197千円
パンフ等の有無	・HPに掲載

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・実績報告書 ・助成後5年間の報告 ・外国特許庁から査定が出た場合の報告
----------	--

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	非公開
--------	-----

